

令和7年12月

電子入札に係る公募型指名競争入札 注意事項一覧

和泉市役所 契約検査室

本紙は、電子入札に係る公募型指名競争入札における、特に注意いただく点を一覧としたものです。下記の一覧を参考しながら入札参加してください。

(入札参加申請)

- 公募案件は、毎週水曜日の午前10時までに情報公開システム上に公開されます。市からの公募開始に関する通知はありませんので注意してください。
- 入札参加申請は、電子入札システムにログインしなければ行えません。
- 等級格付や技術者の配置条件など、入札参加要件を十分に確認して入札参加申請をしてください。要件を満たしていない場合、入札に参加することはできません。
- 入札参加申請には、「公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という）」の添付が必須です。添付がない場合、申請が無効となります。
 - ・申請書の確認欄はすべて、チェックをいれるか、塗りつぶしをしてください。
 - ・自社の受注可能件数は必ず記入してください。
 - ・申請書への押印は不要です。
 - ・申請後、受注可能件数に変更があった場合、市に変更の旨を連絡したうえで、申請書を再提出し、変更後の受注可能件を申し出てください。再提出は、申請書を印刷し、押印の上、契約検査室に持参又は郵送で行うこととします。

(指名通知)

- 入札参加の可否は、登録のメールアドレスに通知されます。参加可能の通知があれば、速やかに電子入札システムから図面等の入札関係図書をダウンロードしてください。添付ファイルの容量が大きい場合等は、電子入札システム以外の方法で入札関係図書を配布することができます。
- 質疑応答は従来通りFAXで行います。質疑がある場合は、期日までに質疑用紙を契約検査室にFAXしてください（FAX 0725-45-6161）。

(入札)

- 入札は、入札書受付期間中に行ってください。
- 入札金額は、予定価格と最低制限価格の範囲内で入札してください。

- 入札金額は税抜き金額を入力してください。
- 入札には積算内訳書の添付が必須です。添付がない場合、入札が無効となります。
 - ・積算内訳書は別紙ひながたと記入例を参考に作成し、添付してください。本積算内訳以外であっても公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）に規定の記載要件を満たしていれば入札は有効ですが、記載要件を満たしていない（変更前のひながたを使用している、必要項目の記載がない等）場合、無効となります。
 - ・積算内訳書の合計金額が入札金額と相違があれば無効となります。
 - ・積算内訳書への押印は不要です。
- くじ用数値入力欄は必ず入力してください（半角数字3桁以内）。くじによる落札者決定方法は、別紙「電子くじの計算方法」を参照してください。
- 入札を辞退する場合は、電子入札システムで辞退届を提出してください。
- 入札後の入札金額の訂正、積算内訳書の差し替え及び入札辞退の取り下げはできません。
- 入札後、他案件を受注し技術者が不在になった等、やむを得ない理由で入札を辞退する場合は、契約検査室に連絡した上で、任意様式で辞退届を提出してください。

（事後資格審査）

- 落札候補者となった場合、契約検査室から電話連絡があります。連絡があり次第、入札日の翌営業日の正午までに「落札候補者に係る事後資格審査申請書」を作成し、契約検査室に提出してください。
- 落札候補者になったにもかかわらず、正当な理由がなく事後資格審査に必要な書類を提出しなかった場合、落札候補者としての権利を失い、指名停止措置要件に該当することとなります。その場合、次順位の者が落札候補者になります。

（契約締結）

- 事後資格審査が完了し次第、契約書等、契約締結に必要な書類が契約検査室から渡されます。契約予定日までに書類をそろえ、契約検査室まで持参してください（電子契約も可）。

（その他）

- 電子入札システムの利用可能時間は平日午前9時から午後5時までとなります。
- 入札参加者のパソコンやICカード、インターネット環境に不具合があったとき等で電子入札に参加できない場合において、市は代替措置を講じません。不測の事態に備え、予備の機器等を用意することを推奨します。
- 開札時間は、他の入札の進行状況等により前後する場合があります。